

第219回府中市建築審査会

令和5年10月20日開催第219回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

1 開催日時 令和5年10月20日（金）午後2時30分～午後4時15分

2 開催場所 府中駅北第2庁舎3階会議室

3 出席者

(1) 会長1名、委員4名

(2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員6名）

4 傍聴人 0名

5 議題

(1) 建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準の改正について

(2) 建築基準法第43条第2項第2号に関する許可特例指針の改正について

(3) 第2号～第4号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可
(敷地と道路の関係)

6 議題の概要

| 議案番号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 建築場所 | 紅葉丘二丁目 | 若松町二丁目 | 寿町二丁目 |
| 工事種別 | 新築 | 新築 | 新築 |
| 主要用途 | 一戸建ての住宅 | 一戸建ての住宅 | 一戸建ての住宅 |
| 構造 | 木造 | 木造 | 木造 |
| 階数 | 地上2階建て | 地上2階建て | 地上2階建て |
| 延べ面積 | 64.16 m ² | 97.20 m ² | 85.32 m ² |
| 最高高さ | 8.271m | 8.125m | 7.825m |

7 議事

(1) 建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準の改正について

特定行政庁より建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準の改正について説明がなされた。

委員からは、言葉や使い方や道の協定の関する内容について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、審議事項に対し決定した。

(2) 建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準の改正について

特定行政庁より建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準の改正について説明がなされた。

委員からは、言葉や使い方や道の協定の関する内容について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、審議事項に対し決定した。

(3) 議案第2号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の協定の締結の経緯や、許可条件の実効性等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(4) 議案第3号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の協定の締結の経緯や、避難通路等について質疑がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(5) 議案第4号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、避難通路や、許可条件の実効性等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。